第十九条の二第一項第五号イ	中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は	貸借対照表、損益計算書及び
第十九条の二第一項第七号	末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）	末日
第十九条の三第二号イ	直近の中間事業年度又は	直近の
第十九条の三第二号ロ	直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の	直近の
第十九条の三第二号ロ(3)	親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主	親会社株主
第十九条の三第三号	直近の二中間連結会計年度又は	直近の
第十九条の三第三号イ	中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は	連結貸借対照表、連結損益計算書及び
第十九条の五	第十九条の五　銀行は、四半期ごとに、法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。	第十九条の五　特定承継会社は、半期ごとに、法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該特定承継会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。 2　特定承継会社は、法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該特定承継会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（前項に規定する事項を除き、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。
第二十三条第六号	六　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出をしたことを証明する書面	六　同組合等から信用事業（第二条第三項に規定する信用事業をいう。）の全部又は一部を譲り受ける場合には、次に掲げる書面 イ　当該特定承継会社が特定農業協同組合法第十二条の三十六第一項の許可を受けて当該特定承継会社の事業計画書、定款、事業の所在地及び当該特定承継会社の所在地を管轄する財務局長又は財務支局長に提出した書面の写し

第二十七条第一項	法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者	再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可に係る特定承継会社
第二十七条第二項第一号	法第四条第一項の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可
第二十七条第二項第三号	免許	認可
第三十四条の二の四第二項	法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五	法第十三条の三
第三十四条の三十七第四号ニ	その法人	その法人（農林中央金庫が法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社）
第三十四条の三十七第四号ニ(1)	法第四条第一項の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可
第三十四条の三十七第四号ニ(10)	(10)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、組合、銀行法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、農林中央金庫法、水産業協同組合法、商工組合中央金庫法及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成九年政令第八号）附則第九条第二項において準用する法第十九条第二項の規定により適用する法第二十七条第一項の規定により再編強化法第十九条の二の全部又は一部を当該特定承継会社が農林中央金庫に譲り渡す場合には、再編強化法附則第三十一条第二項の規定により適用する再編強化法第十九条の二の全部又は一部を当該特定承継会社が農林中央金庫に譲り渡す場合には、再編強化法附則第三十一条第二項の規定により適用する再編強化法第十九条の二第一項の規定による信託業務を終了したことを証する書面	(10)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、組合、銀行法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、農林中央金庫法、水産業協同組合法、商工組合中央金庫法及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第九条第二項において準用する法第十九条第二項の規定により適用する再編強化法第十九条の二第一項の規定による信託業務の認可申請書並びに最近の日計表及び最近の業務の状況を記載した書面 ロ　当該特定承継会社の事業譲渡に関する株主総会の議事録 ハ　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第九条第二項において準用する法第十九条第二項の規定により適用する再編強化法第十九条の二第一項の規定により適用する再編強化法第十九条の二第一項の規定により適用する再編強化法第十九条の二第一項の規定による信託業務の認可申請書並びに最近の日計表及び最近の業務の状況を記載した書面